

令和6年7月24日

株式会社WECARSに対する景品表示法に基づく措置命令について
(株式会社ビッグモーターによる中古自動車の修復歴に関する不当表示)

消費者庁は、本日、株式会社ビッグモーターが供給していた中古自動車に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同社から吸収分割により全ての事業を承継した株式会社WECARSに対し、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社B A L M（旧株式会社ビッグモーター）
(法人番号 9250001011590)

所 在 地 東京都多摩市貝取五丁目3番地

代 表 者 代表取締役 和泉 伸二

設立年月 昭和53年5月

資 本 金 1億円（令和6年7月現在）

※ 株式会社ビッグモーターは、令和6年5月1日、株式会社B A L Mに商号変更した。

2 違反行為に係る事業を承継した者の概要

名 称 株式会社WECARS（法人番号 7011101105985）

所 在 地 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

代 表 者 代表取締役 田中 慎二郎

設立年月 令和6年1月

資 本 金 187億5000万5000円（令和6年7月現在）

※ 株式会社WECARSは、令和6年5月1日、吸収分割によって株式会社ビッグモーターが有する全ての事業を承継した。

3 措置命令の概要

(1) 対象商品

別表1記載の30商品（以下「本件30商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

株式会社ビッグモーターの自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）及び「カーセンサー」と称する全国の中古自動車情報を掲載しているウェブサイト（以下「カーセンサー」といい、自社ウェブサイトと併せて「本件ウェブサイト」という。）

(8) 表示期間

別表2「表示期間」欄記載の期間

(9) 表示内容（表示例：**別紙1**ないし**別紙3**）

別表2「表示期間」欄記載の期間に、本件ウェブサイトにおいて、「修復歴なし」又は「修復歴無し」と表示することにより、あたかも、本件30商品は、車体の骨格部位に損傷が生じたことのない中古自動車であるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

本件30商品は、車体の骨格部位に損傷が生じたことのある中古自動車であった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件30商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

番号	メーカー	車種	車台番号
本件商品①	ホンダ	N-BOX	JF1-2235142
本件商品②	トヨタ	クラウンハイブリッド	GWS204-0020405
本件商品③	トヨタ	C-HR	NGX10-2020192
本件商品④	ホンダ	N-BOX	JF3-2017533
本件商品⑤	ダイハツ	ミラココア	L675S-0189639
本件商品⑥	ホンダ	N-ONE	JG1-2017776
本件商品⑦	ダイハツ	タント	LA600S-0726934
本件商品⑧	日産	デイズ	B21W-0329249
本件商品⑨	トヨタ	プリウス	ZVW30-5550648
本件商品⑩	マツダ	プレマシー	CWEFW-131354
本件商品⑪	スズキ	アルト	HA36S-331314
本件商品⑫	トヨタ	クラウンアスリート	AWS210-6032898
本件商品⑬	ホンダ	N-ONE	JG1-2104539
本件商品⑭	スズキ	ワゴンR	MH22S-297490
本件商品⑮	トヨタ	アクア	NHP10-6755594
本件商品⑯	ダイハツ	ムーヴ	LA150S-2077664
本件商品⑰	トヨタ	プリウス	ZVW30-5138352
本件商品⑱	トヨタ	カローラアクシオ	NZE141-6103987
本件商品⑲	日産	セレナ	HC26-107028
本件商品⑳	トヨタ	プリウス	ZVW55-8011923
本件商品㉑	トヨタ	プレミオ	ZRT260-3112644
本件商品㉒	スズキ	ハスラー	MR41S-199972
本件商品㉓	ホンダ	ヴェゼル	RU3-1122882
本件商品㉔	ホンダ	CR-Z	ZF1-1017053
本件商品㉕	トヨタ	プリウス	ZVW50-8086179
本件商品㉖	ホンダ	ヴェゼル	RU3-1242514
本件商品㉗	トヨタ	プリウス	ZVW50-6128870
本件商品㉘	スバル	フォレスター	SJG-008117
本件商品㉙	ホンダ	CR-V	RT5-1001069
本件商品㉚	ダイハツ	ムーヴ	LA100S-0300330

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品①	令和5年3月3日から同月6日までの間		
本件商品②	令和4年11月5日から同月8日までの間		
本件商品③	令和5年1月19日から同年4月17日までの間		・「修復歴なし」
本件商品④	令和4年11月6日から同月9日までの間	カーセンサー	
本件商品⑤	令和4年9月23日から令和5年1月9日までの間		・「修復歴なし」(別紙1)
本件商品⑥	令和5年2月22日から同年8月9日までの間	自社ウェブサイト 紙2)	・「修復歴無し」(別紙1)
本件商品⑦	令和4年10月9日から同月12日までの間		・「修復歴なし」
本件商品⑧	令和4年10月11日から同月18日までの間		・「修復歴なし」(別紙3)
本件商品⑨	令和5年7月30日から同年8月9日までの間		
本件商品⑩	令和4年10月27日から令和5年1月2日までの間		
本件商品⑪	令和5年7月7日から同月13日までの間		
本件商品⑫	令和4年10月9日から同月25日までの間		
本件商品⑬	令和4年9月3日から同年11月9日までの間		
本件商品⑭	令和4年10月5日から同月13日までの間		
本件商品⑮	令和4年10月20日から同月26日までの間	カーセンサー	
本件商品⑯	令和5年3月8日		
本件商品⑰	令和4年12月3日から令和5年1月10日までの間		
本件商品⑱	令和4年11月24日から同年12月1日までの間		・「修復歴なし」
本件商品⑲	令和4年11月25日から同年12月2日までの間		
本件商品⑳	令和4年11月20日から同年12月2日までの間		
本件商品㉑	令和4年11月23日から同年12月8日までの間		
本件商品㉒	令和4年12月7日から同月12日までの間		
本件商品㉓	令和4年12月22日から令和5年1月5日までの間		
本件商品㉔	令和4年12月28日から令和5年1月11日までの間		
本件商品㉕	令和5年1月26日から同年2月3日までの間及び同月11日から同月15日までの間		

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品⑯	令和5年2月25日から同年3月3日までの間		
本件商品⑰	令和5年4月6日から同月13日までの間		
本件商品⑱	令和5年4月6日から同月13日までの間		
本件商品⑲	令和5年4月6日から同月18日までの間		
本件商品⑳	令和5年6月8日から同月16日までの間		

該当箇所 : ビッグモーター 倉敷水島店 ビッグモーター クラシキミズシマテン
オンライン相談可 売店保証

ホンダ
N-ONE 660 プレミアム ツアラー Lパッケージ メモリーナビ/HIDヘッドライト/ETC

納車は最短7日でOK♪運輸局指定整備工場併設！任意保険もお任せ下さい！BIG安心サポート加入でオイル交換無料！安心の…

車両本体価格	支払総額	年式
64.9 万円	73.1 万円	2013 (H25)
		走行距離 8万km
		車検 2024(R06)年03月 修復歴 なし
		保証付 保証付 整備 法定整備付
		排気量 660CC ミッション インパネCVT

☆ お気に入り追加 無料 在庫確認・見積依頼

ハッチバック | 灰M

岡山県 倉敷市 ビッグモーター 倉敷水島店 クチコミ評価：-
倉敷市 お車のトータルサポートのビッグモーター！安心の力… カーセンサーフター保証取扱店

車買取・車査定のBIGMOTOR

車内検索 中古車検索 検索

よくあるご質問 | お問い合わせ

クルマを探す クルマを売る 車検見積 お店を探す BIGMOTORについて お気に入り

トップページ > クルマを探す > 【ホンダ】N-ONEプレミアム プレミアムツアラー・Lパッケージ 年式:H25年

【ホンダ】N-ONEプレミアム

プレミアムツアラー・Lパッケージ

主な装備:社外メモリーナビ/ヘッドライト HID/ETC/EBD付ABS/横滑り防止装置/バックモニター/フルセグTV/禁煙車/エアバッグ 運転席/エアバッグ 助手席/エアバッグ サイド



支払総額(税込) **72.2 万円** 取扱販売店 **倉敷水島店**

車両価格 **64.9 万円** 諸費用 **7.3 万円**

年式 **2013 (H25)** 走行距離 **79,960 km** 車検 **2024年 03月** 修復歴 **無し**

メモリーナビ パーキングアシスト(バックモニター) 横滑り防止装置

フルセグTV キーレスエントリー 装備充実

お買得特選車

WEBから簡単お問い合わせははこちら

【無料】WEB相談 ▶

お電話での問い合わせはこちら

0120-811-770

 このページをスマホで見る

取扱販売店

こちらの中古車は**倉敷水島店**にて実際にご覧いただけます。



googlemapで店舗を見る

販売店名	倉敷水島店
住所	〒712-8066 岡山県倉敷市水島高砂町6番1号
電話	086-440-2350
営業時間	10:00 - 19:00
整備受付	10:00 - 19:00
オイル交換	10:00 - 18:00

車両情報

グレード	プレミアムツアラー・Lパッケージ	型式	JG1
走行距離	79,960km	車検	2024(R6)年03月
排気量	660 cc	色	ポリッシュドメタル・メタリック
燃料	ガソリン	シフト	CVT
駆動	2WD	乗員数	4人
修理歴	無し	車両重量 ※新車時	870kg
車体寸法 ※新車時	3,390×1,470×1,610mm (全長×全幅×全高)		
整備	法定12ヶ月点検整備付 ※商用車は 6ヶ月点検整備付 ご契約からご納車までの間に法定点検を実施致します。 整備代金は車両価格に含まれ、点検記録簿を発行致します。		
保証	保証付:販売店保証 保証期間: 1ヵ月 保証距離: 1,000km 保証費用は車両価格に含まれています。詳細については、販売店にお問合せ下さい。 さらに、安心の保証範囲36機関343項目を5年間保証する「BIG安心サポート」もご用意しております。 また、保証期間が5年延長して10年保証の「ロングRUN保証」もございます。 ※車両条件、保証内容についての詳細は販売店までお問合せ下さい。		
その他	BIG安心サポート保証には特典として『オイル交換永年無料』、『3ヶ月ごとの定期点検』がついております。お手入れ簡単『コーティングパック』など快適・安心・安全のプランもご用意しております。 ※費用は車両本体価格に含みません。		

装備 (ホンダ N-ONEプレミアム プレミアムツアラー・Lパッケージ 岡山県)

エアコン ダブルエアコン パワーステアリング パワーウィンドウ

**倉敷水島店の
その他の中古車を見る**

該当箇所: ビッグモーター 高崎店 [ピッグモーター タカサキテン](#)
[オンライン相談可](#) [販売店保証](#)

トヨタ **プリウス 1.8 L ナビ/パーキングアシストバックガイド**

納車は最短7日でOK♪運輸局指定整備工場併設！任意保険もお任せ下さい！BIG安心サポート加入でオイル交換無料！安心の...

車両本体価格 [?](#) **69.9 万円** 支払総額 [?](#) **82.3 万円** 年式 **2012 (H24)** 走行距離 **9.1万km**
車検 **2024(R06)年07月** 修復歴 **なし**
保証 **保証付** 整備 **法定整備付**
排気量 **1800CC** ミッション **インパネCVT**

BIGMOTOR

☆ お気に入り追加 無料 在庫確認・見積依頼

ハッチバック | 黒 ■

群馬県 高崎市 ビッグモーター 高崎店 お車のトータルサポートのピッグモーター！安心の力...
クチコミ評価: - カーセンサーファー保証取扱店

(参考 1)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(報告の徵収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に關して關係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に關して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に

関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3　（省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3　（省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11　（省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



不当な表示

○ 優良誤認表示（第5条第1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

- ② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第7条第2項及び第8条第3項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

○ 事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

- ・第7条第2項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。
- ・第8条第3項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○ 有利誤認表示（第5条第2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

- ① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

- ② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○ 商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第5条第3号）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示

- ② 商品の原産国に関する不当な表示

- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

- ④ 不動産のおとり広告に関する表示

- ⑤ おとり広告に関する表示

- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

- ⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

※別添写しについては添付を省略しています。

別添

消表対第715号
令和6年7月24日

株式会社WECARS
代表取締役 田中 慎二郎 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社が令和6年5月1日付けで吸収分割により中古自動車の販売業の全部を承継した株式会社ビッグモーター（以下「ビッグモーター」という。）は、同社が供給していた別表1記載の各中古自動車（以下これらを併せて「本件30商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、ビッグモーターが一般消費者に販売していた本件30商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア(ア) ビッグモーターは、本件30商品を一般消費者に販売するに当たり、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、「修復歴なし」又は「修復歴無し」と表示することにより、あたかも、本件30商品は、車体の骨格部位に損傷が生じたことのない中古自動車であるかのように示す表示をしていたこと。
 - (イ) 実際には、本件30商品は、車体の骨格部位に損傷が生じたことのある中古自動車であったこと。
 - イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件30商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
 - (2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
 - (3) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことに

より、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1)ア 株式会社WE CARS（以下「WE CARS」という。）は、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者であり、令和6年5月1日に株式会社ジェイ・ケイ・エイチから商号変更したものである。
イ ビッグモーターは、東京都多摩市貝取五丁目3番地に本店を置き、中古自動車の販売業等を営んでいた事業者である（同社は、令和6年5月1日に株式会社B A L Mに商号変更している。）。
ウ WE CARSは、令和6年5月1日、ビッグモーターとの間で、同社を吸収分割会社、自社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、ビッグモーターが有する全ての事業を承継した。
- (2) ビッグモーターは、一般消費者又は事業者から本件30商品を仕入れ、一般消費者に販売していた。
- (3) ビッグモーターは、本件30商品を一般消費者に販売するに当たり、別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体において、本件30商品の車両情報を掲載しており、その表示内容を自ら決定していた。
- (4)ア ビッグモーターは、本件30商品を一般消費者に販売するに当たり、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、「修復歴なし」又は「修復歴無し」と表示することにより、あたかも、本件30商品は、車体の骨格部位に損傷が生じたことのない中古自動車であるかのように示す表示をしていた。
イ 実際には、本件30商品は、車体の骨格部位に損傷が生じたことのある中古自動車であった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ビッグモーターは、自己の供給する本件30商品の取引に関し、それぞれ、本件30商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ同条の規定に違反するものである。

また、WE CARSは、当該違反行為をした法人であるビッグモーターから分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継した法人であり、景品表示法第7条第1項第3号

に該当する者である。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

番号	メーカー	車種	車台番号
本件商品①	ホンダ	N-BOX	JF1-2235142
本件商品②	トヨタ	クラウンハイブリッド	GWS204-0020405
本件商品③	トヨタ	C-HR	NGX10-2020192
本件商品④	ホンダ	N-BOX	JF3-2017533
本件商品⑤	ダイハツ	ミラココア	L675S-0189639
本件商品⑥	ホンダ	N-ONE	JG1-2017776
本件商品⑦	ダイハツ	タント	LA600S-0726934
本件商品⑧	日産	デイズ	B21W-0329249
本件商品⑨	トヨタ	プリウス	ZVW30-5550648
本件商品⑩	マツダ	プレマシー	CWEFW-131354
本件商品⑪	スズキ	アルト	HA36S-331314
本件商品⑫	トヨタ	クラウンアスリート	AWS210-6032898
本件商品⑬	ホンダ	N-ONE	JG1-2104539
本件商品⑭	スズキ	ワゴンR	MH22S-297490
本件商品⑮	トヨタ	アクア	NHP10-6755594
本件商品⑯	ダイハツ	ムーヴ	LA150S-2077664
本件商品⑰	トヨタ	プリウス	ZVW30-5138352
本件商品⑱	トヨタ	カローラアクシオ	NZE141-6103987
本件商品⑲	日産	セレナ	HC26-107028
本件商品⑳	トヨタ	プリウス	ZVW55-8011923
本件商品㉑	トヨタ	プレミオ	ZRT260-3112644
本件商品㉒	スズキ	ハスラー	MR41S-199972
本件商品㉓	ホンダ	ヴェゼル	RU3-1122882
本件商品㉔	ホンダ	CR-Z	ZF1-1017053
本件商品㉕	トヨタ	プリウス	ZVW50-8086179
本件商品㉖	ホンダ	ヴェゼル	RU3-1242514
本件商品㉗	トヨタ	プリウス	ZVW50-6128870
本件商品㉘	スバル	フォレスター	SJG-008117
本件商品㉙	ホンダ	CR-V	RT5-1001069
本件商品㉚	ダイハツ	ムーヴ	LA100S-0300330

別表 2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品①	令和5年3月3日から同月6日までの間	「カーセンサー」と 称するウェブサイト (以下「カーセン サー」という。)	・「修復歴なし」
本件商品②	令和4年11月5日から同月8日までの間		
本件商品③	令和5年1月19日から同年4月17日までの間		
本件商品④	令和4年11月6日から同月9日までの間		
本件商品⑤	令和4年9月23日から令和5年1月9日までの間		・「修復歴なし」(別 添写し1)
本件商品⑥	令和5年2月22日から同年8月9日までの間		・「修復歴無し」(別 添写し2)
本件商品⑦	令和5年10月27日から同年11月7日までの間	自社ウェブサイト	・「修復歴なし」
本件商品⑧	令和4年10月9日から同月12日までの間		
本件商品⑨	令和5年7月30日から同年8月9日までの間		・「修復歴なし」(別 添写し3)
本件商品⑩	令和4年10月27日から令和5年1月2日までの間		
本件商品⑪	令和5年7月7日から同月13日までの間		
本件商品⑫	令和4年10月9日から同月25日までの間		
本件商品⑬	令和4年9月3日から同年11月9日までの間		
本件商品⑭	令和4年10月5日から同月13日までの間		
本件商品⑮	令和4年10月20日から同月26日までの間	カーセンサー	
本件商品⑯	令和5年3月8日		
本件商品⑰	令和4年12月3日から令和5年1月10日までの間		
本件商品⑱	令和4年11月24日から同年12月1日までの間		
本件商品⑲	令和4年11月25日から同年12月2日までの間		
本件商品⑳	令和4年11月20日から同年12月2日までの間		
本件商品㉑	令和4年11月23日から同年12月8日までの間		
本件商品㉒	令和4年12月7日から同月12日までの間		
本件商品㉓	令和4年12月22日から令和5年1月5日までの間		
本件商品㉔	令和4年12月28日から令和5年1月11日までの間		
本件商品㉕	令和5年1月26日から同年2月3日までの間及び同月11日までの間		

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品㉖	令和5年2月25日から同年3月3日までの間		
本件商品㉗	令和5年4月6日から同月13日までの間		
本件商品㉘	令和5年4月6日から同月13日までの間		
本件商品㉙	令和5年4月6日から同月18日までの間		
本件商品㉚	令和5年6月8日から同月16日までの間		